

(第二類 第二号)

衆議院 政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会議録 第五号

平成二十九年五月二十五日(木曜日)

午後二時三十一分開議

出席委員

委員長 竹本 直一君

理事 あべ 俊子君 岩屋 毅君

理事 奥野 信亮君 神田 憲次君

理事 山下 貴司君 落合 貴之君

理事 牧 義夫君 佐藤 茂樹君

今枝宗一郎君 鬼木 誠君

門山 宏哲君 小松 裕君

今野 智博君 坂本 哲志君

白須賀貴樹君 助田 重義君

瀬戸 隆一君 寺田 稔君

長尾 敬君 平沢 勝栄君

古川 康君 牧原 秀樹君

宮内 秀樹君 務台 俊介君

山本 拓君 和田 義明君

岡田 克也君 吉良 州司君

黒岩 宇洋君 篠原 孝君

田島 一成君 馬淵 澄夫君

國重 徹君 富田 茂之君

塩川 鉄也君 浦野 靖人君

椎木 保君

総務大臣 高市 早苗君  
衆議院調査局第二特別調査 荒川 敦君  
室長

五月二十四日

衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六五号)

同月二十三日

政党助成金の廃止に関する請願(池内さおり君紹介(第一一九四号))

同(畑野君枝君紹介(第一一九五号))は本委員会に付託された。

五月十六日

衆議院議員選挙制度における合区の解消を求める意見書(福井市議会)(第三二四四号)

衆議院議員選挙における合区の解消を求める意見書(福井県敦賀市議会)(第三二四五号)

衆議院議員選挙における合区の解消に関する意見書(福井県小浜市議会)(第三二四六号)

衆議院議員選挙制度の抜本的見直しを求める意見書(福井県鯖江市議会)(第三二四七号)

衆議院議員選挙における合区の解消に関する意見書(福井県あわら市議会)(第三二四八号)

衆議院議員選挙における合区の解消に関する意見書(福井県高浜町議会)(第三二四九号)

衆議院議員選挙における合区の解消を求める意見書(山梨県議会)(第三二五〇号)

衆議院議員選挙における合区の解消に関する意見書(香川県小豆島町議会)(第三二五一号)

市議会議員選挙日を緩和することを求める意見書(福岡県福津市議会)(第三二五二号)

地方自治体議員選挙での選挙運動ビラ頒布の解禁を求める意見書(北海道留萌市議会)(第三二五三号)

地方議会選挙における公職選挙法改正を求める意見書(三重県四日市市議会)(第三二五四号)は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六五号)

○竹本委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより趣旨の説明を聴取いたします。高市総務大臣。

衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

○高市総務大臣 衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律の規定に基づき、衆議院議員選挙区画定審議会が行った衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案についての勧告を受けて、衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定を行うとともに、同法の規定に基づき、衆議院比例代表選出議員の各選挙区において選挙すべき議員の数を改めるなどの措置を講じようとするものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、平成二十七年の国勢調査の結果に基づき衆議院議員選挙区画定審議会が行った勧告に基づき、当該勧告どおり十九都道府県において九十七選挙区の改定を行うこととしております。

第二に、平成二十七年の国勢調査の結果に基づき、衆議院比例代表選出議員の選挙区において選挙すべき議員の数を四選挙区で一ずつ減少させることとしております。

なお、改定後の衆議院小選挙区選出議員の選挙区を定める規定などの公職選挙法の改正規定については、この法律の公布の日から起算して一月を経過した日から施行し、施行日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙から適用することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○竹本委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る三十一日水曜日午前八時五十分理事會、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後二時三十四分散会

衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律(平成二十八年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第二条のうち、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第十三条の改正規定中「第十三条第一項中「別表第二」を「別に法律」に改め、同条第三項中「別表第一に掲げる」を削り、同条第五項中「別表第一」を「第一項に規定する法律で定める選挙区」に改め、同条を第十三条に改め、同改正規定の次に次のように加える。

第十八条第一項ただし書中「又は」を「又は」